

平成30年第11回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成30年11月30日（金）午後2時30分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（18名）

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
9番	緑川喜文	委員	10番	齋藤茂	委員
11番	星保雄	委員	12番	和田一男	委員
13番	塩田一也	委員	14番	矢吹幸彦	委員
16番	本宮勝正	委員	17番	矢野正則	委員
18番	北野唯道	委員	19番	砂塚功	委員

欠席農業委員（1名）

15番 大戸文治 委員

出席農地利用最適化推進委員（18名）

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
邊見芳正	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	小泉光敏	委員
深谷昭	委員	矢内照美	委員
鈴木茂次	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	円谷隆男	委員
秋元幸一	委員	山内喜一	委員
飛知和金一	委員	富永進	委員

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

高 久 亨 委 員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 買受適格証明願の申請について
- 2 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	斎藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副 主 査	竹内 忍	副 主 査	渡部 美紗
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	長谷川 章

◎開 会

事務局長 今年も早いもので、明日から12月、師走の月を迎えます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまより、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達していますので、平成30年第11回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、買受適格証明関係が3件、農地法第3条関係が6件、農地法第5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が4件、合わせて19件をご審議いただきます。よろしく願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

大変お忙しい中を第11回白河市農業委員会総会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

先程は運営委員の方に1時間ほど早く集合願いまして、白河市農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う今後の協議についてということで、今後の進め方についてご説明をして、そして、ご承認をいただいたところでございます。また、後程皆様にもご説明を申し上げまして、ご協力のほどをいただきたいと思います。

実は、昨日、全国農業委員会会長代表者会議というのがありまして、私が西郡の会長とともに東京に行ってまいりました。その中で、アメリカとのFFRといたしましたか、私、ちょっと英語は弱いんですけども、それがFTAに変わるんじゃないか。それから、TPPイレブンで自民党が、野党の議員さんに言わせますと、勝ち誇ったようにTPP……。1回譲ってもTPPまでだというふうなことはおかしいんじゃないかというような意見も出ておりました。これからも注意深く行政活動、それから、情勢を見ながら、働きかけを関係機関とともにやっていきたいというふうに思っております。

本日、全部で19件ほどのご審議をいただきますが、スムーズに進行できますようお願いを申し上げます。ご協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいまより第11回農業委員会総会を開会いたします。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名で
異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、5番、我妻貢委員、6番、山本繁夫委員の両名を指
名します。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。
15番、大戸文治委員、高久亨委員の2名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 買受適格証明願の申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 買受適格証明願の申請について。買受適格証明願について申請があったので、
買受適格証明の交付について審議を求める。平成30年11月30日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 本件は、農地法第3条の基準により審議します。

その1からその3については同一所在地のため、一括して事務局より説明をさせます。

事 務 局 (竹内副主査) それでは、3ページをごらんください。

買受適格証明についてご説明いたします。

今回、申請農地の所管は白河地方広域市町村圏整備組合でございます。公売の農地取得の
入札に参加するためには、農業委員会の買受適格証明の交付を受ける必要がございます。よ
って、申請人が農地買受適格者か否かを、農地法第3条の許可基準に沿ってご審議いただく
ものです。

今回の公売につきまして、去る10月9日に公売公告がなされ、12月19日に入札及び開札と
なります。入札後、落札者には売却決定通知を提示していただき、その後許可書を交付する
流れとなります。

なお、農地法第3条につきましては、今回、1つの公売物件について3件の買受適格証明願の申請がありました。

それでは、ご説明いたします。

【その1からその3朗読】

以上、その1からその3の案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 買受適格証明願その1からその3について審議します。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当の邊見です。

この申請につきまして、3名の申込みがありまして、公売の性質上、個別の調査ということで、去る11月24日、土曜日に、午後1時30分から農業委員の和田一男さんと申請その1譲受人、午後1時45分から申請その2譲受人、さらに申請その3譲受人には2時から立ち会っていただきました。現地確認等申請内容について聞き取り調査を行い、相違ないことを確認いたしました。周辺農地には問題ないと思われまますので、皆様の審議をよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1からその3について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

4ページをごらんください。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成30年11月30日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(竹内副主査) それでは、5ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその6まで朗読】

以上、その1からその6までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

以上です。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

小泉委員 小田川地区担当の小泉です。

去る11月26日10時から、星委員とともに譲渡人、譲受人の4名で現地を確認し、申請内容について協議いたしました。申請内容には間違いがないということと、売買代金がかなり安価という件ですが、譲渡人と譲受人は竹馬の友であり、かつ譲渡人が経営している会社に譲受人が長年勤めていたという関係もありまして、今回のこの値段設定になったと伺っております。今回の申請内容については問題ないと思いますが、皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇担当の深谷昭です。

去る11月21日10時より、有賀委員と私と、譲渡人、譲受人代理人の行政書士が来られまして、4人で現地を確認いたしました。申請内容どおりであります。譲渡人の土地が譲受人と隣接してまして、土地が狭いということで譲受人にお譲りしたということです。申請内容に相違ありませんので、皆様方のご審議、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当の邊見です。

この申請について、去る11月24日午前9時から、高橋委員、譲渡人、譲受人と4人で現地確認等、申請内容について聞き取り調査を行い、相違ないことを確認いたしました。周辺農地には何ら問題はないと思います。皆様のご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 東小野田地区担当の富永です。

この件につきまして、去る11月23日金曜日ですが、朝8時より本宮委員と譲渡人、それから、譲受人に現地に集まってお聞きいただきまして確認をとりました。申請内容と何ら変わりなく、このとおりですということを確認し、また、周りの農地に与える影響もないということですので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古閑地区担当の深谷宏光です。

今回の申請につきましては、去る11月23日、今井直敏委員と現地調査を行いました。譲渡人は遠方のために電話で確認したところ、申請内容に問題なく、他の土地への影響もないことを確認いたしました。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷社地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る11月18日、滝田委員と譲受人の3名で現地を確認いたしました。なお、譲渡人には電話で確認をいたしました。双方とも申請内容について間違いのないこと

とでした。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

7ページをごらんください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成30年11月30日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、8ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷金山地区の橋本です。

去る11月27日午後、鈴木委員と私と譲渡人、譲受人で現地調査をいたしました。なお、申請内容は間違いはないということでございます。周辺の農地に影響はないかと思ひますので、皆様のご審議、よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、13ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当の邊見です。

この申請につきまして、去る11月25日午後1時15分から、譲渡人、譲受人、立ち会いのもと、高橋委員と現地確認等申請内容について聞き取り調査をし、相違ないことを確認いたしました。周辺農地には問題ないことを確認しましたので、皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、18ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、去る11月24日に和田委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人にも来てもらい、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことです。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題ないと思われまます。皆様のご審議、よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたか、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、23ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 東小野田地区担当の富永です。

この件につきましても、去る11月23日8時半から、本宮委員とともに譲渡人、譲受人で現地を確認してまいりました。

譲渡人は譲受人の親で、息子に住宅を建てるために譲るということで、土地の件については何ら問題なかったです。また、もう1人の譲渡人も取りつけ道路に使う、道路が必要ということ、快く譲ってくれるとの確認をとってまいりましたので、何ら問題はないと思ひます。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたか、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、28ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼担当の邊見です。

この申請につきまして、去る11月25日午後1時30分から、譲渡人、譲受人、立ち会いのもと、高橋委員と現地確認等申請内容について聞き取り調査をいたしました。双方とも相違ないということを確認いたしました。皆様のご審議のほど、よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

続きまして、農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、33ページをごらんください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当の邊見です。

この申請につきまして、去る11月25日午後1時から、譲渡人、もう1人の譲渡人は東京在住で出席できないということなので、譲渡人は兄弟で、高橋委員と現地確認等申請内容について聞き取り調査をいたしました。内容については相違ないことを確認いたしました。なお、譲受人は仕事のため出席できないということで、電話で確認しまして、現地は何度か見ているということで一任しますと了解をいただき調査に入りました。現地確認等申請内容につい

て聞き取り調査をし、相違ないことを確認いたしました。何ら問題はないと思います。皆様の審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 邊見委員と高橋委員、大変ご苦労さまでした。

ただいま地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

◎議案第4号

会 長 続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

38ページをごらんください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成30年11月30日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(渡部副主査) それでは、40ページをごらんください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権移転についてご説明いたします。

【所有権の移転第1号から第2号朗読】

この案件につきましては、去る11月9日に表郷金山地区担当委員の鈴木委員、橋本委員立ち会いのもと、あっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第2号並びに所有権の移転第1号から第2号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第2号並びに所有権の移転第1

号から第2号について、原案のとおり承認いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

総体的に皆様から何かございませんか。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、事務局より説明を願います。

事務局長 それでは、前回の総会において検討をお願いしておりました平成31年度の農作業賃金につきまして、これから各地区で別席において協議をお願いいたします。

時間につきましては、約20分程度を目安をお願いいたします。

なお、協議が終了し決定いたしましたら、議席のほうにお戻りいただきまして、各地区代表委員よりご報告をお願いいたします。

別席については白河、表郷、大信、東地区と準備しておりますので、移動の上、ご協議をお願いいたします。

なお、テーブルには県内の主な各市町村の今年度の労賃等をまとめた資料を準備しておりますので、協議の際のご参考にしていただければと存じます。

よろしくお願ひ申し上げます。

会 長 それでは、今、局長のほうからありましたように目安を20分くらいとしますが、各地区で早く終了した場合には会議を早く再開しますので、地区代表者の方は事務局にご報告のほどをよろしくお願ひします。

それでは、暫時各地区に分かれて協議を願います。

休憩いたします。

(各地区で審議)

会 長 それでは、会議を再開します。

各地区代表委員より、協議いただいた結果をご報告いただきたいと思います。

最初に、白河地区、和田委員よりお願ひをいたします。

和田委員 白河地区の結果をご報告いたします。

賃金につきましては現状維持とするということで、あとは湿田とか、そういう便利の悪いところについては、個々にお互いに話し合っただけで賃金を決めるということで、現状維持という

ことになりましたので、報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。

続きまして、表郷地区代表、今井委員よりお願いをいたします。

今井委員 表郷地区も平成30年と同様の賃金体系でいくということに決まりました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

続きまして、大信地区代表、北野委員より報告をお願いします。

北野委員 大信地区は一般農作業6,500円を7,500円に上げます。

それから、代かきは5,000円でしたが、これは仕上げまでやると6,500円とします。それから、1回荒代は5,000円、仕上げを2回やった場合には6,500円と、こういうふうに区別をしました。そのほかは前年度と同じです。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

続きまして、東地区を代表いたしまして矢吹委員にお願いをいたします。

矢吹委員 東地区は委員さんと協議した結果、30年度と同様ということで、変更なしということでございます。

会 長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、各地区代表より報告がありました。そのほかご意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 局長、大信の新しくしたところはつかめましたか。

事務局長 わかりました。

会 長 それでは、特別ご意見がないようなので、平成31年度の農作業賃金については報告の内容のとおりと決定いたします。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

まず、お手元に来年の農業委員会手帳を配付させていただきました。今年の手帳から、この新しい来年の手帳へ身分証明書の入れかえをお願いいたします。

次に、本日、総会前に運営委員会を開催させていただきます。任期満了に伴う委員の改

選関係について先にご説明させていただき、ご確認、ご承認をいただいたところです。

ここで、若干お時間をいただきまして、お配りしております農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う推薦・応募方法について資料の説明をさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

ご承知のこととは存じますが、皆様方、農業委員、農地利用最適化推進委員の任期が3年でございますが、来年3月末をもって満了となります。この任期満了に伴いまして、委員改選に係る方法等についてご説明申し上げます。ご確認等をよろしくをお願いいたします。

まず、1ページ目ですが、委員の定数等の基本的事項となります。基本的に法律、条例、規則等に基づくもので、現行どおり農業委員19名、推進委員19名、合わせて38名となります。委員別の地域、地区割りの基準も、白河、表郷、大信、東地域の4地域に区分し定める現行のとおりとします。

2ページをお開き願います。

(3)の推薦の募集期間ですが、本日の説明後、事務手続終了後、各町内会へ委員の推薦を依頼します。推薦の取りまとめ期間は法律でおおむね1カ月と定められておりますので、31年1月中旬を締め切りとする予定です。その後、推薦いただきました委員候補者について、選考委員会を開催、決定し、3月議会での同意を得て4月1日付で任命書交付という予定としております。

なお、推進委員につきましては、農業委員の任命書交付式後に開催予定の臨時総会で役職等を決定いただいた後に推進委員候補者の承認、農業委員会会長より委嘱状の交付となります。

次に、3ページをごらん願います。

委員の推薦書については、この資料の後ろのほうから3ページ目に様式、記載例を載せております。規則に基づく様式のため、変更ございません。

(5)に移ります。(5)の推薦募集に係る依頼事項ですが、現職の委員であります皆様方に推薦に関してご協力をお願いしたい内容を記載しております。改めて推薦基準を記載し、認定農業者、地域の担い手、性別、年齢にも配慮した推薦をお願いしたいとの内容となっております。

4ページに法令、条例等の参考資料、5ページ、6ページに現職委員さんの担当地域・地区を区域別、地区別に記載した参考資料、7ページに地域・地区別の定数一覧となる参考資料、その次のページからは町内会長へ依頼する文書の案、同封し送付予定の推薦・応募基準、

次のページに推薦・応募の注意事項、次ページは重複いたしますが、横書きの地域別・地区別配置予定一覧表を、次ページ以降に農業委員用と推進委員用の推薦書様式・記載例、最後のページに現職の委員さんと担当地区がわかるよう農業委員会だよりを同封し、町内会長宛てに送付する予定としております。

以上の資料をおつけしておりますので、皆様方が町内会長とご連絡いただく際の資料としてご活用いただければと存じます。

以上で、委員各位には特段のご理解、ご協力をお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

最後になりますが、次回総会は12月26日水曜日午後2時より、こちら市役所正庁で開催いたします。

なお、来月の総会で平成31年の日程表をお配りいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

会 長 皆様のほうから、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う今後の進め方、方法等について、ご確認とご承認をいただき、ありがとうございました。以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、平成30年第11回白河市農業委員会総会を閉会させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

(午後 3時55分)